

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号
氏 名 株式会社衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森 雅 夫



許可の年月日 令和 6年 10月 22日
許可の有効期限 令和 13年 9月 4日

複写無効
(株)衛生センター

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 [焼却、生物処理、溶融、切断]

(2) 産業廃棄物の種類

[焼却]

- ① 当新田事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類 以上11種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- ② 築港元町事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、動物の死体 以上15種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

[生物処理] 汚泥 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

[溶融] 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類

[切断] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず 以上7種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

・当新田事業場

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [許可年月日] 平成10年6月9日 第(8)-2号
- ③ [設置年月日] 平成10年6月9日
- ④ [処理能力] 6.65t/日（廃プラスチック類換算）、48m³/日（廃油換算）（1日8時間稼働）

・築港元町事業場（1号機）（2号機）

- ② [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [許可年月日] (1号機) 平成14年12月4日 第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号
(2号機) 平成14年12月4日 第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号
- [設置年月日] (1号機) 平成15年b3月20日
(2号機) 平成26年3月25日
- ④ [処理能力] (1号機) 混焼能力33t/日（1日20時間稼働） 1.38t/時間
(2号機) 混焼能力33t/日（1日20時間稼働） 1.38t/時間

（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず）

・築港元町事業場（3号機）（4号機）

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [許可年月日] (3号機) 令和元年12月20日 第(3)-7号、第(5)-6号、第(8)-7号、第(13の2)-8号
(4号機) 令和元年12月20日 第(3)-8号、第(5)-7号、第(8)-8号、第(13の2)-9号
- ③ [設置年月日] (3号機) 令和2年12月1日
(4号機) 令和4年11月13日

<<裏面に続く>>

- ④ [処理能力] (3号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間
 (4号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間

(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、動物の死体)

(2) 生物処理施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
 ② [処理能力] 10m³/日

(3) 溶融施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
 ② [設置年月日] 平成12年1月17日
 ③ [処理能力] 1.92t/日

(4) 切断施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
 ② [設置年月日] 令和6年8月13日
 ③ [処理能力] 廃プラスチック類3.81t/h、紙くず3.26t/h、木くず5.98t/h、繊維くず1.30t/h、ゴムくず5.65t/h、金属くず12.29t/h、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず10.87t/h (1日24時間稼働)

3. 許可の条件

- (1) 焼却を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積:5,983m²)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。
 (2) 生物処理を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積:5,983m²)」に限る。
 (3) 溶融を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。
 (4) 切断を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	7年	3月	7日	更新許可
平成	29年	9月	5日	更新許可(優良認定)
令和	2年	8月	19日	許可証書換え(住所の変更)
令和	3年	2月	18日	変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加)
令和	4年	12月	21日	許可証書換え(焼却施設(築港元町事業場4号機)の追加)
令和	6年	1月	12日	許可証書換え(代表者の変更)
令和	6年	9月	12日	休止届(焼却施設(当新田事業場)及び生物処理施設)
令和	6年	10月	22日	更新許可(優良認定)
令和	6年	10月	22日	変更許可(切断施設(築港元町事業場)の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

複写無効
 (株)衛生センター